

宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる
農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

令和2年2月10日制定

令和4年2月24日最終改正

第1 趣旨

本県における無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布については、人畜、農産物、周辺環境等に対する安全性を確保し、適正かつ円滑な実施を図るため、農林水産省が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和2年5月18日施行、以下「無人ヘリガイドライン」という。）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和2年5月18日施行、以下「無人マルチガイドライン」という。）のほか、このガイドラインの定めるところにより実施するものとする。

第2 実施計画の策定と計画・実績の報告

実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者。以下同じ。）は、宮城県内のほ場等で空中散布を実施する際には、実施計画の策定及び実績報告については、以下によるものとする。

- 1 実施主体は、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した実施計画を作成する。
- 2 実施主体は、実施計画の策定、実施区域の設定等に当たっては、散布実施区域に係る市町村、団体等と十分に協議し、必要に応じて地方振興事務所、農業改良普及センター、病虫害防除所等の指導機関（以下「関係指導機関」という。）の指導及び助言を受けものとする。
- 3 無人ヘリコプターによる実施主体は、1の計画について、別記様式1により、利用しようとする時期が5月から7月までの場合は4月10日までに、8月以降の場合は7月10日までに、宮城県農政部長（以下、「農政部長」という。）宛て提出するものとする。
- 4 無人ヘリコプターによる実施主体は、散布実績について、別記様式2により、利用した時期が4月から12月の場合は12月末日までに、1月から3月の場合は3月末日までに、農政部長宛て提出するものとする。
- 5 農政部長は、実施主体と養蜂家との間における情報共有の徹底を図り、空中散布の実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、3で提出された散布計画を県畜産担当課及び養蜂関係団体に情報提供する。

第3 適正な空中散布の実施

- 1 実施主体は、農薬の飛散等による公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、蜜蜂、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他の農作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）への被害防止に十分配慮するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びに操縦者及び補助者の経路を示した地図を作成し、当該地図に基づき散布前に実地確認する等、実施区域及びその

周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

(2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするため、立て看板を設置する等の措置を徹底すること。

(3) 空中散布の対象以外の農作物への危被害防止のための措置を徹底すること。特に実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置を徹底すること。

2 実施主体は、地域の実態に即した農薬の危害防止、安全対策措置等について関係市町村、団体等と検討し、その内容及び実施計画等を地域住民にチラシその他の広報手段を用いて周知徹底を図り、実施に変更が生じる際には、変更に係る事項についてもあらかじめ周知するものとする。また、実施に当たっては、通勤通学路や人家の周辺及び畜水産関係（特に蜜蜂等）に影響のある地域では、実施日及び実施時間等について情報提供し十分調整するものとする。

その際、騒音等についても、理解を得るよう努めるものとする。

3 実施主体は、農薬の適正管理及び適正使用について、十分に配慮して散布等を実施すると同時に、散布された農薬が公共用水域等に影響しないよう、止水などの基本的な水管理の徹底を図るものとする。

4 実施主体は、空中散布の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して、散布飛行状況、散布効果等を調査するものとする。

5 実施主体は、より効率良く、かつ、経済的な散布を行うため、作物の生育や病害虫の発生状況の把握、散布能率の向上、散布コストの把握等に努めるものとする。

6 実施主体は、空中散布の記録等を保管しておくとともに、その実施区域に係る関係指導機関から求めがあった場合には、これらの記録を提出するものとする。

第4 事故が発生した場合の対応

1 事故は以下の事項とする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) その他

無人ヘリコプター又は無人マルチローターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案

2 1 (1) に掲げる事故が発生した場合には、実施主体は、無人ヘリコプターの場合は別記様式3、無人マルチローターの場合は別記様式4により、直ちに事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛てに報告するとともに、別に定める「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」に基づき適切に対処するものとする。

3 1の(2)に掲げる事故が発生した場合には、実施主体は、東京航空局保安部運用課又は事故発生地を管轄する空港事務所に報告すること。

なお、東京航空局保安部運用課又は空港事務所に報告した場合は、別記様式5により、事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長宛てに報告すること。

4 地方振興事務所長は、実施主体から報告があった場合、農政部長宛てに報告するものとする。

第5 指導体制

- 1 一般社団法人宮城県植物防疫協会は、宮城県産業用無人ヘリコプター推進連絡協議会（以下、「県協議会」という。）の事務局として、実施主体、県及び一般社団法人農林水産航空協会と連絡をとり、安全運行、技術改善に協力するものとする。
- 2 県は、県協議会と連携し、危被害防止対策等について周知徹底を図るものとする。
- 3 関係指導機関は、無人ヘリガイドライン、無人マルチガイドライン及びこのガイドラインに基づき、適正に作業が実施されるよう、技術等の指導に当たるものとする。
- 4 市町村は、関係指導機関と連携を図り、実施主体に対し、作業の安全かつ円滑な実施等の指導に当たるものとする。

第6 その他

ゴルフ場内の無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる防除の手続きについては、農政部長が別に定める。

附則

このガイドラインは、令和4年2月24日から施行する。

年度空中散布計画書

宮城県

実施主体名		操縦者名		使用機体の機種	機体確認の番号	該当市町村名	実施予定月日	対象作業名	作物名	実施面積	散布資材名	10a当たりの使用量又は希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号										
計													

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。
技能認証番号を有しない場合には空欄とする。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

年度空中散布実績報告書

宮城県

実施主体名		操縦者名		使用機体の機種	機体確認の番号	該当市町村名	実施月日	対象作業名	作物名	実施面積	散布資材名	10a当たりの使用量又は希釈倍数	備考
防除委託者名	防除実施者名	氏名	技能認証の番号										
計													

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。
技能認証番号を有しない場合には空欄とする。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。
- (3) 補完防除（病害虫の発生が多い場合に予定された防除に加えて行う防除をいう。）にあつては、その旨備考欄に記載すること。

別記様式3

無人ヘリコプターによる空中散布に伴う事故報告書
(第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)		
2	発生場所(都道府県名から)			
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名:	技能認証番号:	
4	使用機体	機種:	機体記号:	
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速
6	防除内容	作物	対象病虫害等	
7	薬剤	薬剤名		
		希釈倍率	散布前積載量	
8	実施主体	防除委託者		
		防除実施者		
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者 名 (その他) 名
10	事故の概要			
11	被害の状況	有の場合、その内容		
	人への被害	無	確認中	有
	家畜への被害	無	確認中	有
	農作物への被害	無	確認中	有
	薬剤の流出	無	確認中	有
	周辺建物への被害	無	確認中	有
	その他の被害			
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書 発行日: 月 日 番 号:		

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注3. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

15		
----	--	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

16		
----	--	--

別記様式4

無人マルチローターによる空中散布に伴う事故報告書
(第 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 年 月 日 () 時 分

【基本情報】 ※ 初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 () 時 分 (散布作業開始時間: 時 分)		
2	発生場所(都道府県名から)			
3	操縦者氏名及び 技能認証番号	氏名:	技能認証番号:	
4	使用機体	機種:	機体記号:	
5	作業時の気象状況	天気	(気温)	風向・風速
6	防除内容	作物	対象病虫害等	
7	薬剤	薬剤名		
		希釈倍率	散布前積載量	
8	実施主体	防除委託者		
		防除実施者		
9	作業実施体制	操縦者	名	補助者 名 (その他) 名
10	事故の概要			
11	被害の状況	有の場合、その内容		
	人への被害	無	確認中	有
	家畜への被害	無	確認中	有
	農作物への被害	無	確認中	有
	薬剤の流出	無	確認中	有
	周辺建物への被害	無	確認中	有
	その他の被害			
12	航空法の許可・承認書の 発行日及び番号	許可・承認書 発行日: 月 日 番 号:		

注1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注2. 機体記号には、機体を識別できる製造番号等を記載すること。

【対応状況等】

13	被害への対応状況	
14	その他(警察、消防等の対応、取材・報道状況等)	

注3. 事故発生時の見取り図を添付(可能であれば現場写真も添付)すること

注4. 報道された場合は、都道府県等の報道発表資料や新聞記事等を添付すること。なお、新聞記事等が添付できない場合には、報道の概要について記載すること

【事故原因】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

15		
----	--	--

【再発防止対策】 ※ 初期の報告(第1報など)では提出しなくても可

16		
----	--	--

別記様式5

無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる
空中散布に伴う事故報告書(農薬事故以外)

報告者所属: _____

氏名: _____

1. 無人ヘリコプター及び無人マルチローターの別(どちらかに○)

無人ヘリコプター ・ 無人マルチローター

2. 事故の発生した日時及び場所

3. 事故等の概要

・種類(該当するものに○)

人の死傷 ・ 第三者の物件損傷 ・ 機体の紛失 ・
航空機との衝突若しくは接近

・概要

4. その他参考となる事項